

(抜粋)

農産物等輸出拡大施設整備事業 交付金の配分基準について

4 新食第 1 9 3 5 号

4 農産第 3 4 6 9 号

令和 4 年 12 月 7 日

農林水産省大臣官房総括審議官

(新事業・食品産業)

農 林 水 産 省 農 産 局 長 通 知

農産物等輸出拡大施設整備事業については、先に農産物等輸出拡大施設整備事業交付金交付等要綱（令和 4 年 12 月 7 日付け 4 農産第 3 4 6 7 号農林水産事務次官依命通知）が定められたところであるが、その交付金の配分基準について、別紙のとおり定めたので、御了知願いたい。

なお、本事業の円滑かつ的確な実施に御配慮をお願いする。

農産物等輸出拡大施設整備事業交付金の配分基準

農産物等輸出拡大施設整備事業交付金の配分基準については、次のとおりとする。ただし、農産物等輸出拡大施設整備事業交付金交付等要綱（令和4年12月7日付け4農産第3467号農林水産事務次官依命通知。以下「要綱」という。）第4ただし書に基づき緊急に実施する事業については、要綱別表1のⅠ及び別表1のⅡのメニュー欄に定める事業とは別に配分額を決定するものとし、その配分基準は、農林水産省大臣官房総括審議官（新事業・食品産業）及び農林水産省農産局長（以下「農産局長等」という。）が別に定めるところによるものとする。

第1 都道府県配分額の算定

農産局長等は、予算を配分するに当たり、本交付金の事業要望の把握に努め、次に掲げる事項ごとに算定された額を合計し、各都道府県への配分額とする。

1 前年度からの継続事業等に対する配分

予算額から要綱別表1のⅠ及びⅡのメニューの欄に定める取組のうち、事業実施期間が複数年の事業の2年度目以降の実施に要する継続要望額（要綱別紙様式1号の都道府県事業実施計画（以下「都道府県計画」という。）の5の事業費の内訳の交付金の額をいう。）に相当する額を都道府県ごとに合計した額を配分する。

2 事業実施計画の成果目標等に応じた配分

（1）予算額から1に要する額を減じた額の範囲内で、事業実施計画について、別表1-1から5までに基づき算定したポイントの高い順に並べ、予算の範囲内でポイントが上位の事業実施計画から順（同ポイントの場合は、事業実施計画に都道府県が付与した優先順位の高い順（都道府県が付与した優先順位が同一の場合は、継続要望額を含めた総要望額の小さい順）に新規要望額（都道府県計画の1の負担区分の交付金として記載した額をいう。）に相当する額を都道府県ごとに合計し、当該合計額を交付金額として配分するものとする。

（2）事業実施計画1つ当たりの上限要望額は、それぞれ次のとおりとする。

ア 労働生産性の大幅な向上等に資する革新的技術を用いる取組であり、かつ、都道府県内の整備施設と比較して平均より2倍以上の処理能力を有する耕種作物産地基幹施設整備にあつては、1年度当たり25億円

イ アに掲げる取組以外の要綱第3第2項に定める目的に係るものについては、1年度当たり20億円

（3）（1）により配分した結果、最後の配分可能額が事業実施計画の要望額を下回る場合には、当該配分可能額を要望額の8割を下限とする範囲内で当該都道府県に配分する。

（4）各都道府県のポイントの一番高い事業実施計画に配分する際に、都道府県計画の3の事業費の内訳の都道府県附帯事務費の交付金の額を当該都道府県に配分するものとする。

（5）都道府県は、配分対象となった事業実施計画の実施を取りやめた場合、次年度に同一の事業実施計画で要望することはできないものとする。

ただし、自然災害等、やむを得ない事情があると地方農政局長等（北海道にあつては農産局長等、沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長をいう。）が認める場合は、この限りではない。

第2 評価結果の都道府県加算ポイントへの反映

- 1 評価結果の反映は、要綱別紙Ⅰの第5の7の(6)に基づき取りまとめた評価結果における都道府県別の成果目標の達成率の過去5か年の平均値(当該達成率が2以上の政策目的にわたる場合にあっては、各政策目的の事業実績に応じて加重平均した値とし、過去5か年のうち3年間は事業実績があるものとする。以下「達成度」という。)に基づき行うものとする。

ただし、要綱第4第1項ただし書による緊急対策に係る要綱別紙Ⅰの第5の7の(6)に基づく評価結果にあっては、本項を適用しない。

この規程において、都道府県別の成果目標の達成率は、都道府県計画の成果目標ごとの達成率に基づき100%以内で算定するものとする。

- 2 評価結果を反映したポイントは、次の表の左欄に掲げる達成度の区分に応じ、それぞれ右欄に掲げるポイントとする。

達成度	ポイント
95%以上	+1ポイント
80%以上95%未満	0ポイント
40%以上80%未満	-1ポイント
40%未満	-2ポイント

第3 前々年度不用額の都道府県加算ポイントへの反映

- 1 都道府県加算ポイントに、次に定めるところにより、前々年度の都道府県における交付金の不用額を反映させるものとする。

不用額とは、都道府県が配分を受けた割当額のうち、未執行となった額をいう。

ただし、要綱第4第1項ただし書による緊急対策における不用額は、適用しない。

前々年度都道府県別不用額率	ポイント
5%未満	0ポイント
5%以上10%未満	-1ポイント
10%以上	-2ポイント

- 2 3者以上の業者から見積りを徴取して都道府県に提出し、都道府県計画の負担区分の交付金に反映させた事業実施計画においては、1の規定を適用しないこととする。

第4 配分基準の考え方の見直し

この通知における配分基準の考え方については、個別地区の成果目標の実績、総合的な政策推進の観点等を踏まえ、必要に応じ、関係者以外の者の意見を聴取した上で見直しを行うものとする。

附 則

- 1 この通知は、令和4年12月7日から施行する。
- 2 この通知の施行に伴い、「農産物等輸出拡大施設整備事業交付金の配分基準について」（平成28年1月20日付け27食産第4824号27生産第2396号27政統第493号、農林水産省食料産業局長、農林水産省生産局長、農林水産省政策統括官通知）は廃止する。
- 3 附則2による廃止前の「農産物等輸出拡大施設整備事業交付金の配分基準について」に基づき、令和3年度までに実施した事業又は令和4年度以降に実施される事業については、なお従前の例による。

別表 2（農産物等の輸出拡大に向けた卸売市場施設及び輸出物流拠点施設の整備）

達成すべき成果目標基準をいずれか2つまで選択できることとし、1つは【輸出の拡大】から選択するものとする。

メニュー	達成すべき成果目標基準	ポイント	
安全・安心な市場等流通	【環境負荷の軽減】 ・売場施設における二酸化窒素の大気濃度の環境基準値を100とした場合の指数値、浮遊粒子状物質の大気濃度の環境基準値を100とした場合の指数値の平均が41.7以下	・指数値の平均が 27.4以下・・・7ポイント 27.5～41.7・・・3ポイント	該当する次のいずれか1つ又は2つの加算を行う（1つのメニュー内で達成すべき成果目標基準を1つ選択する場合は1つを加算する。同一のメニュー内で2つの達成すべき成果目標基準を選択する場合は異なる2つを加算する。）。
	【物品鮮度の保持】 ・低温売場販売率（低温売場での販売金額／全売場での販売金額）が低温売場面積率（低温売場面積／全売場面積）を1.8ポイント以上超過（低温卸売場には、輸出物流拠点施設の荷捌き場の中に設置する低温区画を含む。）	・全売場を低温化する場合・・・7ポイント ・超過ポイント数が4.9以上・・・7ポイント 1.8～4.8・・・3ポイント	・中央卸売市場が食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第5条第1項に基づく認定を受けた食品等流通合理化計画に従って輸出の促進を図るための整備を行う場合・・・8ポイント ・輸出促進のための協議会等に参画している場合又は参画予定の場合・・・8ポイント
	【物品評価の改善】 ・全国を100とした場合の卸売単価（販売金額／販売数量）の指数値が施設整備前の値を1.2ポイント以上超過 ※ 施設整備市場の卸売単価は青果物では全中央卸売市場の野菜、果物、水産物では全中央卸売市場の生鮮魚、冷凍魚、塩干加工、食肉では全中央卸売市場の牛、豚、花きでは全中央卸売市場の切花、枝もの、鉢ものの取扱金額で加重平均し算出すること。	・超過ポイント数が2.4以上・・・7ポイント 1.2～2.3・・・3ポイント	・当該市場又は輸出物流拠点施設を経由した輸出計画を策定している又は策定予定の場合・・・8ポイント ・当該市場を経由した海外への試験輸出の実績がある場合・・・4ポイント ・当該整備により輸出品目を追加（新規の取組の場

	・廃棄される物品の量を15.3%以上削減	・廃棄物品量の削減率が 39.5%以上・・・7ポイント 15.3～39.4%・・・3ポイント	合、2品目以上)する場合・・・4ポイント ・輸出対象品目に係るPR活動を実施している又は実施予定の場合・・・4ポイント ・予定輸出先国における需要調査を実施している又は実施予定の場合・・・4ポイント
効率的な市場等流通	【集荷力の向上】 ・目標年度における取扱数量が推計値を0.7%以上超過	・取扱数量の推計値超過率が 4.6%以上・・・7ポイント 0.7～4.5%・・・3ポイント	該当する次のいずれか1つ又は2つの加算を行う（1つのメニュー内で達成すべき成果目標基準を1つ選択する場合は1つを加算する。同一のメニュー内で2つの達成すべき成果目標基準を選択する場合は異なる2つを加算する。）。 ・中央卸売市場が食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律（平成3年法律第59号）第5条第1項に基づく認定を受けた食品等流通合理化計画に従って輸出の促進を図るための整備を行う場合・・・8ポイント ・輸出促進のための協議会等に参画している場合又は参画予定の場合・・・8ポイント ・当該市場又は輸出物流拠点施設を経由した輸出計画を策定している又は策定予定の場合・・・8ポイント
	【物流の迅速化】 ・単位重量当たり作業時間を1.2%以上短縮	・作業時間の短縮率が 8.1%以上・・・7ポイント 1.2～8.0%・・・3ポイント	
	【物流コスト等の削減】 ・物流コストを1.1%以上削減 ・残品・残さ、包装容器の処理コストを1.2%以上削減 ・施設の維持管理コストを1.3%以上削減	・物流コストの削減率が 1.9%以上・・・7ポイント 1.1～1.8%・・・3ポイント ・処理コストの削減率が 8.1%以上・・・7ポイント 1.2～8.0%・・・3ポイント ・維持管理コストの削減率が	

		14.2%以上・・・ 7ポイント 1.3～14.1%・・・ 3ポイント	・当該市場を経由した海外 への試験輸出の実績があ る場合・・・4ポ イント
	【輸出の拡大】 ・新規取組又は過去3年間で輸出実 績がない場合は、当該市場におけ る目標年度の取扱金額に占める輸 出向け金額の割合が5%以上 （目標年度における輸出金額が国 費の投入額を下回る事業は採択し ないものとする。） ・既に輸出実績がある場合は、目標 年度における輸出金額1億円以上 、かつ、目標年度における輸出金 額が推計値（過去の複数年度にお ける輸出金額を基に算定する目標 年度の推計値とする。）又は過去 の輸出実績の最高値のいずれか高 い値の1.5倍以上超過 （目標年度における輸出金額が国 費の投入額を下回る事業は採択し ないものとする。）	・割合が 15%以上・・・7 ポイント 5～14.9%・・・3 ポイント ・超過率が 2.0倍以上・・・7 ポイント 1.5倍～1.99倍・・・3 ポイント	・当該整備により輸出品目 を追加（新規の取組の場 合、2品目以上）する場 合・・・4ポイント ・輸出対象品目に係るPR 活動を実施している又は 実施予定の場合・・・4 ポイント ・予定輸出先国における需 要調査を実施している又 は実施予定の場合・・・ 4ポイント

別表 3（都道府県加算ポイント）

別表 1－1 から別表 2 までに定めるポイントに加え、次に掲げる場合には、ポイントを加算できるものとする。ただし、別表 1－1 から別表 3 までのポイントの合計は 32 ポイントを上限とする。

都道府県ポイントの内容
事業実施主体が策定する事業実施計画について、都道府県において、特に重要性が高く優先的に事業を実施する必要があると判断した場合は、産地競争力の強化及び食品流通のグローバル化の各政策目的から加算対象とすることができることとする。 都道府県において加算する 1 年度当たりのポイントは、2 ポイント（北海道にあっては、3 ポイント）に、第 2 及び第 3 に定めるところにより算出したポイントを加算したポイントとし、加算対象となった事業実施計画に対して加算できるものとし、都道府県において優先的に事業採択に努めるものとする。 ただし、過去に実施した本対策の成果目標の一部又は全部が達成されておらず、都道府県から要綱別紙Ⅰの第 5 の 7 による改善措置の指導を受けている事業実施主体の事業実施計画（交付要望額を 5 % 減じて要望するものを除く。）は、加算対象とすることができないこととする。

別表 4（輸出産地リスト化加算ポイント）

別表 1－1 から別表 2 までに定めるポイントに加え、次に掲げる場合には、ポイントを加算できるものとする。ただし、別表 1－1 から別表 4 までのポイントの合計は 33 ポイントを上限とする。

加算ポイントの内容
「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略」（令和 2 年 12 月農林水産業・地域の活力創造本部決定）に基づき輸出産地としてリスト化された産地の施設整備である場合は、1 ポイントを加算できるものとする。

別表 5（卸売市場等における品質・衛生管理の高度化の取組による加算ポイント）

別表 2 に定めるポイントに加え、次に掲げる場合には、ポイントを加算できるものとする。ただし、別表 1－1 から別表 5 までのポイントの合計は 33 ポイントを上限とする。

卸売市場等における品質・衛生管理の高度化の取組による加算ポイントの内容
卸売市場品質・衛生管理高度化マニュアルに基づく規範を事前に策定し、地方農政局長等の確認を受けている場合は、1 ポイントを加算できるものとする。